

平成22年7月26日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月9日から平成22年7月15日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/07/26)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年7月9日～7月15日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	2	1	0	0	3
医政局	0	2	0	0	0	2
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	1	0	0	0	1
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	56	55	1	0	0	112
職業安定局	241	85	34	0	2	362
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	6	0	0	0	8
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	1	0	0	0	1
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	2	0	0	0	2
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	299	155	36	0	2	492

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	67
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	290
法令遵守違反に関するもの	2
その他	133

**主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。**

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
  - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	1件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	会社全体でいじめが蔓延している。会社全体としていじめをなくすよう指導してくれ。個別労働紛争解決制度について説明を受けたが、会社と労働者個人とのトラブルでない扱えないのはおかしい。法律に欠陥がある。会社の体質を改善するよう指導できる法律に改正してほしい。		貴重なご意見として伺い、本省へ要望を伝えることで了解をいただきました。
2	職員宿舍跡地について、近隣で工事を行うため、駐車場として貸してもらいたい。		国有財産の使用許可についてご説明し、即時の貸与は困難であるご理解いただきました。
3	総合労働庁舎に公衆電話がないため不便であり、公衆電話を設置してほしい。		当該庁舎における公衆電話設置の可否について検討しているところです。 (近隣の公衆電話設置場所の案内表示等について検討。)
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	歯科保健課総務係(内線2583) 医事課総務係 (内線2566)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	マスコミ報道で中国から輸入した金属に有害物質が混入し、その金属が多くの歯科医で使用されているといていた。その金属を輸入禁止にするべきではないか。		ご意見として頂戴し、今後の調査・研究等も踏まえて検討していきたいと考えております。
2	マスコミ報道で、新卒医に占める女性割合が多い等の要因により医師が足りないといていた。厚生労働省は、率先してこうした問題に取り組むべきである。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	NHKの9時のニュースで現在日本で使用されている生ワクチンによるポリオ発症のニュースを見たが、直ちに輸入ワクチン(生ワクチンより安全と思われる)に切り替えるべきではないか。 厚生労働省はこれまでの薬害エイズ等の教訓を生かし、こうした問題にこそ心血を注いで欲しい。また、かかる問題に費用をいくら使っても誰も文句は言わない。		貴重なご意見として拝聴し、「国民の皆様の声」として報告を行う旨を説明し、了解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>[東海北陸厚生局]</p> <p>医療用麻薬の携帯輸出の手続きを調べようと思いインターネットで検索したが見つからなかった(「医療用麻薬 渡航」と検索)。麻薬取締部のホームページに載っているのは説明を受けわかったが、厚生労働省のホームページに掲載すべきではないのか。また渡航先の規制状況・手続きにつき、アメリカ大使館に聞いたがわからないと言われた。渡航先の手続きについても厚生労働省から情報提供してくれないか。</p>		<p>手続きの内容が記載されている麻薬取締部のホームページを紹介し説明しました。また渡航先の手続きについては、国により規制状況が異なっており、場合によっては、相手国政府の許可が必要になることもあるため、事前に渡航先の在日大使館または領事館に問い合わせよう説明しました。(厚生労働省のホームページには以前から掲載されている。)</p> <p>なお、医療用麻薬の携帯輸出入手続きについては、厚生労働省のホームページにも掲載しておりますが、「医療用麻薬適正使用ガイドンス」というパンフレットの中から探すようになっており探しにくい。今後、ホームページ上の分かりやすい場所に新たに「医療用麻薬の携帯輸出入手続き」という項目を設け、容易に見つけられるようホームページの改修を行うことといたしました。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	56件	55件	1件	0件	0件	112件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	54件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	29件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の時期が同じになったが、労働保険の申告まで増えると忙しくて手が回らない。労働保険の申告時期を元に戻してほしい。		社会保険の算定基礎届の提出期限(7月10日)と統一することにより、事業主が社会保険算定基礎届と労働保険年度更新申告書を同時に提出できる等の利便性を考慮し、変更が行われたことを説明し、ご理解いただきました。
2	最低賃金が低すぎる。大幅に引き上げるよう要望する。		平成22年6月3日に開催された雇用戦略対話第4回会合において、2020年までに「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円目指すこと」と合意されており、この目標達成に向けて、雇用・景気状況に配慮し、労使関係者との調整を行いつつ、最低賃金の引き上げを進めていくことを説明し、ご理解を求めました。
3	監督署は常に労働者の味方をし、事業主には常に厳しく対応している。労働者側に非がある場合、労働者に対しても厳しく対応すべきだ。		監督署では常に中立公正な立場で対応している旨説明し、ご理解を求めました。
4	労働基準法は、大企業も中小零細企業も一律に適用されており、理不尽である。企業の状況に応じて適用する内容を変更するべきである。		労働基準法は、最低基準を定めた法律であること、業種と規模により適用内容を変えている規定もあること等を説明し、理解を求めた。
5	退職した際、賞与の支給日に在籍していない者には支給しないとの就業規則の規定により、賞与が支給されなかった。在籍期間に応じて支給されるべきではないか。		賞与は労働基準法上、支給が義務付けられているものではなく、その支給等に関する事項については、各事業場で作成される就業規則の規定の内容によることを説明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

## (主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	過去に被災し、休業せず通院治療を受けていたが、この度、手術に伴う入院治療のために4日以上休業せざるを得ない状況となった。このような場合、労働者死傷病報告書の提出を省略出来ないか。		労働災害によって4日以上休業をしたときは遅滞なく報告を行う必要があり、今回のように災害時から時間が経過しているケースでも報告する必要がある旨を説明し、ご理解いただきました。
7	フォークリフトの特定自主検査について、使用頻度の多少にかかわらず、毎年1回と一律に定めているのはおかしい。使用時間をアワーメーターで把握して一定の使用時間ごとに特定自主検査をするように法改正をしてほしい。		作業中の安全確保のため最低限年1回の特定自主検査の実施が義務付けられていることについてご説明し、ご理解いただきました。
8	労働保険の年度更新の集合受付において、申告書を未作成のまま来ている事業場が多く、職員が作成のための説明に時間を割かれ、何人もの順番待ちになっていた。単に申告書を提出に来ただけだったのに、数十分も無駄に待たされてしまった。単に受付だけで済む者と、申告書の作成の必要のある者とを、それぞれ別の窓口で対応するなどの措置をとるべきである。		お待たせしてしまったことについてお詫びをし、今後は窓口が混雑した場合、お待ちいただく前に声をかけ、申告書の確認・受付のみで済む方については優先して受付を済ませる等の柔軟な対応を心懸ける旨説明してご理解いただきました。
9	労働保険の年度更新に関し、労働保険料を金融機関に納付したところ、申告書を監督署に持って行くよう言われた。金融機関に行けば完結するものと思っていたので不満である。		金融機関に対しては、事業場から提出のあった納付書、申告書の両方を受領するようお願いしているところですが、今後、金融機関に対する周知徹底を図ることをご理解いただきました。
10	来客対応中に突然臨検監督に来られて、取引先に白い目で見られた。予告なく訪問するのではなく、都合を確認してから来るようにしてほしい。		事業場の臨検監督については、法定労働条件の履行確保の観点から、事業場のありのままの状況を確認させていただく必要があり、事前の連絡は行っていないことを説明し、御理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。



# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 副主任中央職業安定監察官 三船 勇(内線5729) (直通:03-3502-5352)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	241 件	85 件	34 件	0 件	2 件	362 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	32 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	230 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	100 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの職業相談窓口の待ち時間が長い。		依然として雇用失業情勢が厳しいことから、職業相談窓口が求職者で混雑している旨ご説明するとともに、他部門の職員を応援要員として対応させ時間短縮に努めている旨をご説明し、ご理解をいただきました。
2	求人票に募集年齢を表記してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	仕事とはいえ、親身になって一生懸命相談にのっていただけの姿に心を打たれました。今後とも引き続きいろいろな相談にのっていただき期待に応えてほしいと思います。		求職中の方々の心情を理解して相談に応じる姿勢の大切さを再認識し、今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
4	労働者派遣法に係る専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての解釈を明確にしてほしい。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。併せて、詳しい内容は労働局にお問い合わせいただきたい旨ご案内しました。
5	中小企業緊急雇用安定助成金について、様式の改定が多すぎる。		雇用失業情勢等の変化に機動的に対応した施策を実施するとともに、対象事業主の方々へのサービスを向上するため、支給要件の緩和や様式の簡素化を行っているものである旨ご説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワーク庁舎出入口で配布している「求人情報」の在庫が切れているので、補充してほしい。		いただいたご意見を踏まえ、直ちに印刷し手交しました。併せて、当該ハローワークでの求人情報発行日(定期的に毎週月曜日発行)をご説明するとともに、希望求人に対する応募は早い方が、早期再就職を実現する観点からも望ましい旨ご説明し、発行日直後の来所をお勧めしました。
7	ハローワーク職員は名札を着用しているのだから、名刺を渡す必要はないのではないか。税金の無駄遣いである。		ハローワークでは、利用者の皆様から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせを行うことができるよう、サービス改善の一環として名刺をお渡ししている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハロ - ワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増加させております。引き続き求人確保のため努力する旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	自己都合で離職した場合、失業給付に3か月間給付制限がかかり、すぐに受給できない。生活に支障を来すため、この制度を見直すべきだ。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの庁舎内が暑いので改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	6件	0件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	均等法が女性差別禁止から男女差別禁止となったことについて、現実には、まだまだ女性差別があるのに、男女差別禁止にしたら、女性差別の解消はすすまないのではないか。		均等法の趣旨をご説明し、ご理解いただきました。
2	(女性用下着のフィッティング業務を女性のみ募集としていることに対して)男性にも、女性に触られるのが嫌な人もいるのに、男性下着のフィッティング業務については女性でもかまわないことは理解できない。		均等法の趣旨、法違反とならない場合の考え方をご説明しました。
3	改正育児・介護休業法について、短時間勤務制度と所定外労働免除制度が義務化されたというが、これまでも選択して措置することが義務となっていたものである。たいした改正でもないのに大々的に説明会を開催したり、エポック・メイキングな出来事として扱うことはおかしい。また、義務化といっても罰則もなくどうやって施行していくのか疑問である。企業名公表を嫌がるような大企業は当県にはないと思われる。		法改正に至る背景等及び趣旨についてご説明するとともに、雇用均等室では法違反に対しては助言・指導・勧告等を行い、是正・改善がされるまで繰り返し行政指導を行っていることを説明し、ご理解を得ました。
4	出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進のために法改正が行われたことは理解できるが、就業規則の整備に当たり、「男性のみ取得できる」という記載ができないことは理解しがたい。社員が理解しやすいような表記を認めるべきと思われる。		出産後8週間以内の育児休業は養子縁組した女性も取得できることから、就業規則に男性のみと記載できないことをご説明し、ご理解を得ました。
5	中小企業子育て支援助成金について、平成18年4月1日以降初めて育児休業を開始した従業員がいる事業主に支給となっているが、どうして、平成18年4月1日で、支給の有無を分けるのか。制度を進めるための助成金であれば、平成18年4月1日より前の場合でも支給するようにしてほしい。		制度の趣旨をご説明するとともに、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	両立支援レベルアップ助成金(代替要員確保コース)について、支給要領が改正された平成22年4月1日以後に申請を行ったが、改正前に要件を満たしていたとして、改正前の要領が適用された。納得できない。また、改正前の要領の要件も納得いかない。		支給要領の適用時期は、助成金の対象となる制度の利用開始時によることをご説明いたしました。支給要件につきご指摘いただいた部分は、今回の改正で見直しが行われたことを説明し、貴重なご意見として承りました。
7	一般事業主行動計画策定届の届出に関する文書が、労働局のほか、民間団体からも届くが、あちこちから文書が届くのは無駄である。		次世代法及び一般事業主行動計画の策定についてご説明するとともに、労働局より当該団体に一般事業主行動計画策定等支援事業を委託していることについてご説明し、団体が行う企業訪問やアンケートの趣旨をご理解の上、ご協力いただくようお願いいたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	NHKの9時のニュースで介護の現場が混乱しているといっていた。人的政策の充実が必要ではないか。 また、かかる問題に費用をいくら使っても誰も文句は言わない。		貴重なご意見として拝聴し、「国民の皆様の声」として報告を行う旨を説明し、了解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年7月9日～7月15日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
1	現在、2級の障害基礎年金を受給中であり、昨年10月に障害の程度が重くなったとし改定請求したところが、審査の結果、2級のままであった。そして今年6月、卒倒により障害の程度が重くなったとして市役所に相談したところ、額改定の請求は「障害の程度の審査を受けた日から1年を経過した日」を過ぎないとできないとの説明があった。額改定を請求できない期間を設定するのは納得できず、障害の程度に応じた年金を支給すべきであり、見直してほしい。		再度の額改定請求を、前回の診査を受けた日から1年を経過した日後からの受付とする取扱いは、障害の状態に特段の変化がない場合であっても直ちに再度の額改定請求をすることがないように規定しているものです。また、病状が変化した場合であっても、障害の程度が変化しているかについては一定期間経過しなければ医学的にも確認が困難です。(通常障害認定は、初診日から1年6ヶ月後に行っています。)こうしたことから、再度の額改定請求について「診査を受けた日から起算して1年を経過した日後」としておりますことにつきまして、ご理解の程宜しくお願い致します。
2	国民年金・厚生年金保険の年金に対する遅延特別加算金の決定通知がきた。保険料は延滞すると年利14%以上なのに、国の怠慢による支払遅延金額は、20年近く支払がなかったにもかかわらず、たった年利約0.2%の32万円程度であったことに納得がいかない。ぜひ法改正により相応の遅延金が支払われるようになることを要望する。		遅延加算金は、年金記録問題の対応の必要性から、議員立法により、時効消滅した期間の年金を支給できるようにした上で、これにより大幅に遅延して支払われる年金給付について、物価の上昇に応じた加算を設けることで現在の価値に見合う額とされたものです。保険料納付に誠意のない事業主等に強く納付を促すことや、期限内に納付した事業主等との負担の公平を図ることなどのために設けられている延滞金とは、趣旨が異なっていることについてご理解をお願いいたします。
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。